

佐久市学校給食臼田センター建設事業に伴う厨房機器等整備工事  
公募型プロポーザル実施要領

1 工事名

令和3年度ゼロ債務佐久市学校給食臼田センター建設事業厨房機器等整備工事

2 目的

この要領は、佐久市（以下「本市」という）が発注する佐久市学校給食臼田センター建設事業に伴う厨房機器等整備工事（以下「本工事」という。）に関し、佐久市学校給食臼田センター（以下「臼田センター」という。）建設事業に伴い厨房機器業者の選定及び調理システムの納入決定に際し、高度な技術力、経験、実績及びコスト縮減等、質の高い提案を求め、最も優れた者と工事請負契約を締結することを目的とし、公募型プロポーザル方式の実施について必要となる事項を定めるものである。

3 工事内容

- ① 厨房機器システムの製作、運搬、納入、設置に係る機器の固定及び給排水・都市ガス等配管接続
- ② 調理員に対する厨房機器システムの円滑な操作に必要な機器運転・管理及び取扱について十分な教育と指導の実施

4 予定工事期間

契約締結の日から令和5年3月24日まで

5 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、佐久市学校給食臼田センター建設事業に伴う厨房機器等整備工事プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果に基づき候補者を選定する。

6 事業費限度額

149,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 各種様式

プロポーザルの各種様式は、次による。

- 様式1 プロポーザル参加表明書
- 様式2 会社概要書
- 様式3 配置予定技術者調書

- 様式 4 プロポーザル参加に係る誓約書
- 様式 5 プロポーザルに関する質問書
- 様式 6 プロポーザルに関する質問回答書
- 様式 7 提案書
- 様式 8 提案書等受領書
- 様式 9 厨房機器等整備工事見積価格書

## 8 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は佐久市財務規則（平成 17 年規則第 39 号）第 103 条第 1 項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。
- (2) 本工事において、佐久市建設工事等入札参加資格者名簿の管工事に登録があり、その等級各付が A 級であること。
- (3) 配置技術者については、次の条件をすべて満たすこと。
  - ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する主任技術者、又は監理技術者を配置できること。
  - イ 配置技術者は、原則として公告日の前日（以下「審査基準日」という。）以前 3 ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 佐久市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加等停止要綱（平成 24 年佐久市告示第 8 条）による入札参加等停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続きの申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 施工・納入後のメンテナンスを行う能力を有していること。また、施設稼働後の連絡調整や、緊急時の速やかな体制が整っていること。
- (8) 厨房機器業者として、自社工場を所有する者であること。
- (9) 過去 10 年間で（平成 23 年 4 月 1 日以降）、地方公共団体が設置する学校給食センターにおいて、自社単独で調理機能が 1 日 1,000 食以上である厨房機器等一式の一括納入実績を有する者であること。
- (10) 経営者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 22 号に規定する暴力団及び警察当局から排除がある者でないこと。

## 9 選考日程

NO	項目	期日
①	プロポーザル実施公告	令和3年11月26日（金）
②	質問書の受付	提出期限 令和3年12月2日（木）午前中必着
③	質問書の回答	令和3年12月8日（水）までに回答
④	参加表明書、参加に係る誓約書及び提案書の提出	提出期限 令和3年12月10日（金）午前中必着
⑤	資格審査	実施日 令和3年12月中旬予定 結果通知 令和3年12月中旬予定
⑥	審査（プレゼンテーション）	実施日 令和3年12月中旬予定 結果通知 令和3年12月下旬予定

## 10 質疑応答

プロポーザルに関する質疑応答は、次により行うものとする。

なお、質疑に対する回答内容は、実施要領の追加または修正として、実施要領の一部と同様に扱うものとする。

また、質疑回答に対する質疑は認めない。

### （1）質問書の提出

このプロポーザル等に関して不明な点等がある場合は、プロポーザルに関する質問書（様式4）により、電子メールに添付して、前記9の②に定める日時までに、事務局のメールアドレスへ送信する。

なお、事務局は、質問者への受診確認の電子メールを返信するものとし、返信のなかった質問は受付したものとみなさない。ただし、本市は、電子メールの送受信に起因するトラブルについては一切の責任を負わないものとする。

また、質問は、提出書類の作成に係るものとする。審査に係る質問は、受け付けない。

メール送信の際の件名は、次のとおりとする。

件名：白田センター質疑 参加者氏名 送信年月日

例：白田センター質疑 株式会社〇〇〇〇 令和3年△月△日

（株式会社〇〇〇〇が、令和3年△月△日に質問を送付した場合）

### （2）質疑の回答

本市は、前記「（1）質問書の提出」で出された質疑事項をすべて取りまとめて、提案者全員へ質問者の名称等を伏せたうえ、「プロポーザルに関する質問回答書（様式5）（以下、「質問回答書」という。）を前記9の③に定める日に電子メールで送信するものとする。

## 11 参加表明書等の提出手続

プロポーザル参加表明書（様式1）及びプロポーザル参加に係る誓約書（様式2）は次により提出する。

（1）提出期限 令和3年12月10日（金）午前中まで（必着）

※受付時間：土曜日、日曜日、祭日を除く、午前9時から午後5時

（2）提出書類（下記ア・イ・ウ・エ・ケは1部、その他は正本1部、副本9部

ア プロポーザル参加表明書（様式1） 1部

イ 会社概要（様式2）（※契約書含む） 1部

ウ 配置予定技術者調書（様式3）（※資格登録証含む） 1部

エ プロポーザル参加に係る誓約書（様式4） 1部

オ 提案書（様式7）

カ 企画書（任意様式）（※スケジュールを含む）

キ 厨房機器等整備工事見積価格書（様式9）

ク 厨房機器等整備工事見積積算内訳書（任意様式）

ケ 提案書受領返送用封筒（持参の場合は不要）

※送付先を明記のうえ切手を貼付する。

（3）提出方法

提出方法は、封筒に入れ、事務局まで持参、又は書留扱いの郵送（期限までに配達されたものに限る。）で提出するものとする。

なお、本市は、郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わないものとする。

（4）再提出等

提出した書類の再提出、差し替え及び修正は認めないものとする。

## 12 最優秀提案者特定の流れ

（1）提案者は、「プロポーザル実施要領」（以下、「実施要領」という。）に基づき、プロポーザル参加表明書により参加意思を表明するものとする。なお、プロポーザル参加表明書の期限までに到着しない場合は、参加意思がないものとみなす。

（2）提案者を対象に提案書類の提出を求め、資格審査として、厨房機器等整備工事見積価格（完了後の本市の支払額の合計。以下、同じ）について、本市の見積もり上限額を超えていないこと、および提出書類を確認する。

この際、厨房機器等整備工事見積価格が本市の見積もり上限額を超えていた場合、及び提出書類がそろっていない場合は失格とする。

（3）審査として、提出書類及びプレゼンテーション（ヒアリングを含む。）について、別に定めるプロポーザル審査基準（以下、「審査基準」という。）に基づき点数化を行う。

1位の数が最も多い者を最優秀提案者とし、随意契約を行う。

- (4) 最優秀提案者が、この要領に定める契約解約事項に該当することとなった場合、次の者を最優秀提案者とする。

### 13 資格審査

前記11の(2)のイからクにより提出された提案書類について、資格審査を実施する。

### 14 審査（プレゼンテーション）

提案内容に関して、プレゼンテーションを前記9の⑥に定める時期に、次のとおり実施するものとする。

当日のプレゼンテーションの順番は、提案書類の受付順とし、場所、時刻等の詳細事項審査案内通知を対象者に送付する。

(実施方法)

- (1) 持ち時間は、プレゼンテーション20分以内（準備を含める。）、ヒアリング10分以内とする。
- (2) 他の提案者のプレゼンテーション傍聴（入室）は認めない。
- (3) 提案者の担当者（説明者等）は、4名まで入室を認める。
- (4) ヒアリングの内容は、提出書類を補足する説明及び質疑とする。
- (5) プレゼンテーションの際にプロジェクター等を使用することは認めるが、説明資料（模型及び模型の写真等を含む。）を追加提出することはできないものとする。
- (6) パソコンは、提案者側が準備すること。なお、プロジェクター、スクリーンと延長コードは事務局で準備する。

### 15 審査の方法

#### (1) 審査

プロポーザルの審査は、審査要領に基づき行う。

#### (2) 審査項目及び点数配分

プロポーザルの審査項目は、別表のとおりとする。

別表

(審査点数配分表)

審査項目	評価項目	配点
1 提案書 施設設備について	(1) 全体計画厨房機器など 提案内容の妥当性	50点
2 企画書 業務実施体制等について	(1) 内容等 (2) 工程計画の妥当性	10点
3 見積価格	見積価格の妥当性	20点

4 佐久市内業者との関わり方について	佐久市内業者との関わりを考慮するか。	10点
5 プレゼンテーション	(1) 取組姿勢(熱意、誠実) (2) 説明の分かりやすさ(的確、明瞭)	10点

(3) 審査結果の通知

審査結果は、各提案者に各提案者分のみ通知するものとする。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

16 最優秀提案者の取り扱い

本市は、最優秀提案者を、次のとおり本工事の請負予定業者とする。

- (1) 本工事による厨房機器一式の搬入及び設置は、令和4年度を予定している。ただし、本工事の予算の計上は、令和3年度から令和4年度の債務負担であり、令和3年度に契約を締結する。
- (2) 本工事に係る支払額は、令和3年度は0円とし、令和4年度の前払金、中間前払金、部分払金は、佐久市の規定による。
- (3) 本工事は、令和5年2月28日までに調理員に対する厨房機器システムの円滑な操作に必要な機器運転・管理及び取扱について十分な教育と指導の実施を除く整備工事を完了し、部分引渡しをすること。
- (4) 本市は、本工事契約締結後において、失格事項、又は不正と認められる行為が判明したときは契約を解除できるものとする。
- (5) この要領に定めない事項については、佐久市財務規則等佐久市の規定に準ずるものとする。

17 失格事項

次のいずれかに該当する場合には、失格とする。なお、審査決定後に判明した場合も同様とする。

- (1) 提出期間経過後に書類の提出があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 事務局以外に対して質疑等の連絡を行った場合
- (4) 実施要領に違反すると認められる場合
- (5) 公正を欠いた行為があったと認定した場合

18 著作権及び提出書類の取り扱い

提案内容に係る著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとしますが、最優秀提案者の

提案、アイデア及びノウハウについては、本市に帰属するものとする。

#### 19 事業スケジュール

令和3年度（令和3年10月）	学校給食臼田センター建設工事着工
令和4年度（令和4年12月予定）	厨房機器設置
令和4年度（令和5年2月～3月予定）	試運転操作研修等準備作業
令和5年度（令和5年4月）	給食提供開始

#### 20 留意事項

- (1) 提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に係る一切の費用は、プロポーザルに参加しようとする者（以下、「提案者」という。）の負担とする。
- (2) 提出された書類、資料等は返却しない。
- (3) プロポーザルの結果は公表する。
- (4) 提出する提案書類等は、1提案者につき1案とする。

#### 21 プロポーザル書類等作成に関する遵守事項

##### 1 提出を求める書類

NO	書類等	提出に際して注意事項
	共通事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 わかりやすいように簡潔、明瞭に記載し、各書類の下部余白中央にページ番号をつける。</li> <li>2 提出部数 9部</li> </ol>
1	提案書	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全体計画厨房機器について（※各項目A4 1枚）               <ol style="list-style-type: none"> <li>A) 安全・安心で給食提供ができる施設を提案すること。</li> <li>B) 安全に食材を運ぶ動線、調理員の動線を考慮すること。</li> <li>C) 各消毒保管機の確実な収納計画が提案されていること。</li> <li>D) 児童が安全でスムーズに給食の受取と動線が考慮されていること。</li> <li>E) 調理諸室の配置、区分、厨房機器が確実に配置されていること。</li> <li>F) 施設規模及び食数に対して適切な厨房機器が選定されていること。</li> <li>G) 運転調整、取扱い指導、アフターサービス体制、保証期間、メンテナンスコストを抑制する方法等について提案すること。</li> <li>H) 佐久市内業者との関わり方について提案すること。</li> </ol> </li> <li>2 添付書類（※A3 枚数適宜）</li> </ol>

		<p>ア) 平面図(厨房機器配置図)</p> <p>イ) 調理場内動線図(衛生区分図、施設内動線図)</p> <p>ウ) 厨房機器明細表(機器名、規格、数量、型式他)</p> <p>エ) 主要厨房機器の特徴(下処理、上処理、調理、洗浄、消毒保管の各段階について)</p> <p>オ) 厨房機器明細表の各機器単品図を提出すること。</p>
2	会社概要と実績	<p>1 様式：A4版普通紙、縦向き、横書き</p> <p>2 次の事項については、必ず記載する。</p> <p>① 会社名(商号)</p> <p>② 設立年月日</p> <p>③ 資本金</p> <p>④ 代表者職名及び氏名</p> <p>⑤ 本社(本店)所在地</p> <p>⑥ 提案者所在地</p> <p>⑦ 事業内容</p> <p>⑧ 従業員数</p> <p>⑨ 平成23年4月1日以降で調理能力が、1日当たり1,000食以上の学校給食センターに厨房機器一式を納入した実績</p>
3	企画書	<p>1 様式：A4版普通紙、縦向き、横書き</p> <p>2 内容：以下のことについて、開設前の業務計画の基本的な考え方を記載する。</p> <p>① 予定担当者</p> <p>② 会社の組織図</p> <p>③ 調理員等への開設支援業務に対する業務実施体制</p> <p>④ 休日等緊急時の連絡体制及び要員の派遣時間スケジュール</p> <p>1 様式：A3版普通紙、横向き、横書き(A4に折りたたむ)</p> <p>2 内容：以下のことについて、記載する。</p> <p>① プロポーザルにおける最優秀提案者決定から履行期限まで(稼働後の支援業務も含む)のスケジュール</p>
4	見積書	<p>1 様式9</p> <p>2 様式9の内訳書(任意様式)</p>



## 22 書類のつづり方

下記の要領で提出する。

- (1) 様式7を表紙1枚(綴じない。)
- (2) 「提案書」の内容だけ、左2点止めて提出する。
- (3) 「会社概要」、「企画書」、「見積書」、「見積積算内訳書」、の順に、左2点止めて提出する。

## 23 事務局

佐久市教育委員会 学校教育部 学校給食課 (以下、「事務局」という。)

〒385-8501 長野県佐久市中込3056番地

電話：0267-62-3493 (直通)

ファクシミリ：0267-62-7862

Eメール：kyusyoku@city.saku.nagano.jp